

第 32 回市民まちづくり連続講座 in 明石

工場緑地
規制緩和

2つの条例案が、なぜ対立しているのか？

明石市議会の3月定例議会で、工場緑地規制を緩和する趣旨の「2つの条例案」が審議されるという異例の状況が展開される。一つは、市が設置した検討委員会の答申に沿って2月13日まで市民の意見を募集するパブリックコメント実施中の条例案で、市長が提案するもの。もう一つは、検討委員会の答申に先立って自民党真誠会と公明党などの議員が12月議会で提案し、賛成多数で可決した議員提案条例（こちらはパブリックコメントの実施なし）。1月7日に泉市長が「住民自治、市民参画を定めた憲法や地方自治法、自治基本条例に反した違法な条例」として審議のやり直しを求め「再議」を申し立てたものです。

条例の中身も、議員提案はほぼ「無条件緩和」を認めたのに対して、市が提出する案は「緩和の条件」として同等の緑地機能の確保や地域との協定を求めたもので「SDGsのまちづくりを掲げた市の方針に沿ったもの」と真っ向から対立する。

市民参画とまちづくりの方向をめぐって“究極の対立”に至ったものだが、なぜこんな状況になったのか？市民はどのように受け止めるべきなのかを、講座では議論します。講座参加には事前申し込みは不要です。多数の皆さんがお誘いあわせのうえ、お越しください。

コロナで中止しました
4月9日に延期します

第 32 回 市民まちづくり連続講座 in 明石

日時 2022年2月19日(土) 午後1時30分～4時30分

会場 ウィズあかし 市民活動支援センター・スペースAB (明石駅前・アスパア明石8階)

テーマ 工場緑地の規制緩和で2つの条例案が、なぜ対立しているのか？

経過報告 環境教育コーディネーター 丸谷さとこさん(明石市議)

※事前申し込みは不要。どなたでも参加できます。当日会場にお越しください。

市は違憲訴訟まで争う決意を示す

一定以上の規模を持つ特定工場の敷地に一定規模の緑地を確保するように規制することは、50年ほど前に工場立地法で定められている。工場周辺の地域環境との調和を図るためだが、工場側の強い要請から近年、緑地率の緩和を独自の条例で定める自治体が出てくる。

明石市でも商工会議所から緩和を求める請願が2020年12月市議会に出され、自民党真誠会や公明党などの賛成多数で採択された。こうした動きの中で市は同12月、工場緑地のあり方検討会を発足させ昨年12月

までに6回の検討会を経て答申案をまとめ、この1月7日に答申した。

しかし、答申案が緑地率の緩和に条件を付ける動きに先行するように、無条件緩和を求める企業側の意向に沿って多数派の会派が議員提案の条例案が提出し19対7(棄権2維新)の賛成多数で可決した。

一方、市長は7日、可決された議員提案条例は違憲、違法な議決であり、SDGsの理念や環境基本法に違反することを理由に「再議」を申し立てた。

この申し立ては、議会が多数で議員提案条例を押し通す際には知事に不服を申し立て、さらには違憲訴訟を起こす“決意”を示したものと見られている。

市民まちづくり連続講座 in 明石 2022年の講座開催計画

回	日 時	テーマと内容	会 場
33	3月12日(土)	急浮上！市民参画の手続きめぐる課題が続々登場の背景は？	ウイズあかし8階フリースペース

5年間空白つづく 市民参画推進会議

政策提案で新年度再開へ 10日(木)公開で意見陳述

明石市が市民参画条例に定めている「市民参画推進会議」が2017年度以降、新たな委員が委嘱されないまま設置されずに5年間も放置されている問題で、市民自治あかしはこれまでも早期設置を求めてきましたが、昨年11月末に市民参画条例第19条に基づく政策提案手続きにより「同推進会議の速やかな委嘱と開催」を提案し、空白期間の市民参画運用手続きの検証や運用の改善、市民参画条例の改善などを図るよう、市民20名の賛同者の署名を添えて提案しました。

市は1月19日、この提案を受理し新年度に同推進会議を再開することを明らかにしました。併せて、提案者からの意見を聴く公開の「意見陳述」を2月10日

(木)午後2時から、市議会棟2階の第3会議室で行うことを発表しました。

この陳述で、提案者として「市民参画手続きが適切に遵守されているかどうかのお目付け役である推進会議が、5年間も空白にされているのは大変なことだ。この際、市民参画を充実強化するための検証を本格的に進める時だ」という提案と訴えをする予定です。市民参画条例は施行後10年を超えており、充実強化へ向けての取り組みが求められています。

傍聴希望者は7日までに、市民協働推進室（☎078-918-5004、fax078-918-5131、E-mail：communit@city.akashi.lg.jp）へ申し込みください。

明石公園の樹木「無差別伐採」に疑問の声続々

4月3日にシンポジウム開催 かけがえのない生態系 次世代へつなぐ運動再発進へ

明石公園の樹木が無差別的に伐採されている問題に市民の危機感が募り、かけがえのない生態系を次世代へつなごうという運動が、本格的に動き出しました。1月22日に開かれた第31回市民まちづくり連続講座「明石公園でいま、何が起きているのか！」には30人を超える市民が参加し、講座終了後にさっそく4月3日にシンポジウムを開くことや、幅広い市民などの参加を呼びかけていくホームページ（HP）を開設することなどが決まりました。

講座では昨年11月に知事へ要望書を出した「明石公園の自然を次世代につなぐ会」代表の小林禧樹さんが、植物研究者の立場から明石公園に生息している樹木や植

生の貴重さを話し、子どもたちの環境学習に致命的な影響をもたらすことなどを指摘しました。また、伐採が始まった2018年から気になっていたが、2020年以降伐採本数が急増したのを見かねて動き出した明石市議の丸谷聡子さんが県や市との折衝経過などを報告しました。

また、神戸市垂水区で庭づくりの仕事をしている庭師の法貴（ほうき）弥貴さんは「樹木と石垣は相性が良く、木が石垣を守っており、石垣周辺の木を切ると石垣が危くなる」と警鐘を鳴らしました。また、明石高校の生徒と一緒に「明石公園の植生の多様性」を測定し、多様性を向上させる方策を提案する活動に取り組んでいる同高校の岩崎善行教諭らが、作成中の「オンライン図鑑」への参加を呼びかけました。

工場緑地の規制緩和条例に対する市の「再議」申し立て

画期的な根拠を主張

憲法、地方自治法、環境基本法、自治基本条例に違反

12月市議会で自民党真誠会や公明党などが議員提案して賛成多数で可決した工場緑地の規制を緩和する条例に対し、泉市長が「違法な議決」を理由に地方自治法176条第4項に基づき「再議」を申し立てた2つの理由は、画期的な内容になっています。

一つは「憲法違反」。二つ目は「SDGs違反」。

【憲法違反】は、憲法92条に規定する「地方自治の本旨」、すなわち自治体の施策は住民の意思に基づいて行う「住民自治」の原則に反している。また、地方自治法も条例の制定や改廃は住民の意思に基づかねばならないことを前提にしている。明石市はこれらの憲法や地方

自治法を受けて「明石市の憲法」とも言うべき明石市自治基本条例を制定しており、自治の主体は市民であり、市民の市政への参画機会が保障されることを市政運営の基本原則としており、条例制定の際には市長も議員も制定前の段階から市民が主体的に関わっていけるようにしなければならない。

【SDGs違反】は、SDGsの理念である「環境・社会・経済」の三側面うち、本件議決は経済面のみを重視したもので、SDGsの理念に反する。SDGsの理念は環境基本法にも示されているから、環境基本法にも違反し、市のまちづくりの方向にも逆行している。